

## 岡山大学グローバル・パートナーズ規程

〔平成19年3月30日〕  
岡大規程第15号

改正 平成20年3月31日規程第26号  
平成21年6月9日規程第46号  
平成22年3月31日規程第18号  
平成23年3月31日規程第40号  
平成24年3月30日規程第29号  
平成25年3月29日規程第24号  
平成26年5月30日規程第43号  
平成26年6月30日規程第56号  
平成27年3月31日規程第29号  
平成29年3月31日規程第31号  
平成30年3月30日規程第36号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号）第26条の規定に基づき、岡山大学グローバル・パートナーズ（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、岡山大学（以下「本学」という。）の国際化推進の中核となる組織として、国際交流に関する支援活動及び留学生教育を通じて、本学の理念及び基本方針に沿った総合的な国際交流の推進に寄与することを目的とする。

### (部門等)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 国際企画・総務部門
- 二 スタディ・アブロード部門
- 三 受入支援部門

2 センターに、グローバル・リーチを置く。

3 部門及びグローバル・リーチに関し、必要な事項は、別に定める。

### (業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国際交流に係る総合的推進計画の策定及び調査研究に関すること。
- 二 学術に関する国際交流の推進に関すること。
- 三 学生に関する国際交流の推進に関すること。
- 四 外国人留学生に対し、岡山大学短期留学プログラムに必要な教育を行うこと。

- 五 外国人留学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- 六 海外留学を希望する学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- 七 留学等予定者の受入手続及び渡日直後の支援に関すること。
- 八 留学生教育に係る調査研究に関すること。
- 九 地域との連携による国際交流事業の推進に関すること。
- 十 岡山大学国際同窓会に関すること。
- 十一 その他センターの目的を達成するため、必要な事項を処理すること。

(職員)

第5条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任の教員
- 四 事務職員
- 五 その他必要な職員

2 職員は、センター長及び副センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター長)

第6条 センター長は、国際担当理事が兼ねる副学長をもって充てる。ただし、特別の事情があるときは、本学の専任教授のうちから、国際担当理事が兼ねる副学長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 前項ただし書の規定によりセンター長となった者の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

3 第1項ただし書の規定によりセンター長となった者の任期は、国際担当理事が兼ねる副学長の任期を超えることはできない。

4 センター長は、センターに関する業務を掌理する。

(副センター長)

第7条 副センター長は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本学の専任教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する者
- 二 グローバル・パートナーズ事務部長

2 前項第1号の副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第1号の副センター長の任期は、センター長の任期を超えることはできない。

4 副センター長は、センター長を補佐し、センターに関する事項を処理する。

5 センター長に事故があるときは、第1項第1号の副センター長のうちセンター長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部門長)

第8条 第3条第1項の各部門に、部門長を置く。

2 部門長は、センターの職員のうちからセンター長が任命する。

3 部門長は、部門における業務を掌理する。

(副部門長)

第9条 第3条第1項の各部門に、副部門長を置く。

2 副部門長は、グローバル・パートナーズ事務部職員のうちからセンター長が任命する。

3 副部門長は、部門長を補佐し、部門に関する事項を処理する。

4 副部門長は、部門長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第10条 センターに、その運営に関する事項を審議するため、岡山大学グローバル・パートナーズ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第11条 センターにおいて特定の事項について研究を希望する者があるときは、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(大学院予備教育特別コース)

第12条 センターに、センターで受け入れる研究生の日本語語学力及び大学院での学術活動の基礎能力を養成するため、大学院予備教育特別コースを置く。

2 大学院予備教育特別コースに関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される第7条第1項第1号に掲げる副センター長の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。